

# 平成14年度青森県公共事業再評価審議委員会

## 第2回委員会議事録

青森県政策推進室

日時	平成14年7月10日(水) 13:30~17:40		
場所	青森グランドホテル 2階「春日の間」		
出席者	青森県公共事業再評価審議委員会委員		
委員	阿波田禾積	青森公立大学 経営経済学部	教授
委員	一條 敦子	あおり女性大学	一期生
委員	梅津 光男	八戸工業大学 建築工学科	教授
委員	岡田 秀二	岩手大学 農学部	教授
委員	奥村 潮	フリーアナウンサー	
委員	北村真夕美	株式会社青森経営研究所	代表取締役社長(欠席)
委員	小林 裕志	北里大学 獣医畜産学部	教授
委員	佐々木幹夫	八戸工業大学 環境建設工学科	教授(欠席)
委員	渋谷 長生	弘前大学 農学生命科学部	助教授
委員	長谷川 明	八戸工業大学 環境建設工学科	教授
委員	細井 仁	青森県商工会議所連合会	事務局長
委員	前田 辰昭	北海道大学	名誉教授
委員	元村 佳恵	弘前大学 農学生命科学部	教授
	青森県		
政策推進室	竹森政策審議監、磯野副参事 他		
農林水産部	北澤参事(林政課長)、吉崎農村整備課長、三木総括副参事、農村計画調整監、太田副参事、船越課長補佐 他		
県土整備部	清野課長補佐、田村課長補佐 他		

### 内 容

- 1 開会
- 2 挨拶(竹森政策審議監)
- 3 議事

委員長：これから審議に入りますが、基本的なことをいくつか委員の皆様と確認しておきたいと思います。

まず、1番目に、前回の第1回委員会で決定しましたように、運営要領に基づきまして本席は公開といたします。

2つ目ですが、審議内容については、事務局の方で整理され次第、各委員からの事前のチェックを受けまして、その後、政策推進室において、公表、縦覧いたします。

3点目ですが、この委員会終了後の報道機関等の取材対応は、私にご一任くださるようお願いいたします。以上、よろしく願いいたします。

それから、本日の進め方ですが、前回6地区を詳細に審議すべきということ

になりましたので、県側にこの6地区について詳しく説明していただきますので、これについて審議したいと思います。

その手順ですが、1回目の委員会の時にもいろいろ意見を出されておりますが、その後事務局の方に改めて文書で質問・意見等を出されていますので、各委員の要請のあったことを中心にしながら、担当課から説明していただきます。その後に、委員の方々からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

最後に、次回第3回委員会で、どの場所を現地調査を行うべきかということを決めて参りたいと、以上のような段取りを考えていますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、順番に従って参りたいと思っております。担当は林政課です。早速ご説明申し上げます。

**No. 3** 県営水源森林総合整備事業（金木町／中柏木）

林政課：森林整備の詳細及び内容について資料5により説明。

委員長：各委員から事務局に出された質問について、整理して要点だけまとめてもらいました。黒丸印は委員会終了後に文書で出てきたもの、黒四角印は第1回委員会席上で出た質問。それらを一括して表にまとめていただきました。森林総合整備事業については、渋谷委員、長谷川委員、前田委員からご質問が出されておりましたので、そこら辺を重点的にただいま担当の方からご説明いただいたということです。以下、各詳細地区をそういう形で進めてまいりたいと思っております。

質問を事前に出されておりました3人の委員の方からご発言ありましたらお願いします。

委員：所有者は国なんですか個人なんですか。

林政課：個人です。

委員：全部個人ですか。

林政課：はい、国の山ではありません。

委員：そうしますとそういう整備というのは結局個人個人が怠って現在の姿にあるんだという理解でよろしいわけですか。

林政課：はい。一つには、木材価格がものすごく安くなっている。従って森林所有者が山の経営に関する意欲が失われている、ですから青森県でも杉への人工林、民有林だけで約10万ヘクタールあります。これの一番の問題点が木材価格が安いために間伐等の手入れがされていない森林が増えているということが一番、我々課題として捉えている点です。ですから、100%個人と言いきにくい面はあるが、森林所有者の方にはできるだけ手入れをしていただきたい。この事業を実施している区域は保安林ですので、保安林の管理という観点になれば知事が保安林の管理をすることになっている。ですから、法的な事業を入れて必要なところについては、水源涵養機能を高めるために県が事業を実施しているということです。

委員：水源の涵養というのは常識的に広葉樹林帯に比べて杉林は非常に保水力が悪いんだという一般に今まで考えられてきたし、先程の図面を見るとそれほどでもないようですが、ただ、そういう中で、広葉樹林帯を全部切り払ってかつては農林行政の一つの大きな柱だったと思うが、植林をずっとやった、全国的に広めた訳ですが、そういう政策を今誤りだったことだと思う、しかも、詳しいことはわからないが専門ではないので、杉の植林以外は造林の計画は認められないんだということはいく耳にするんですがそういうことはあるんですか。

林政課：杉の話ですが、確かに我々は植えてきたし奨励もしてきた、ただしそれは、戦中戦後の物資が不足している中で一斉に大量に木材が必要になった上で、そのあとに何を植えるかというときに、当時考えられたのは成長の早い建築材としての杉を植えてきた、これは国も県も進めてきた。今の時代になってみれば、日本全国杉に偏りすぎた面もある、確かにおっしゃるとおりです。それで、国の森林林業基本計画、或いは基本法の中でも、森林のもつ機能を発揮させて行くには特定の樹種に偏るのではなくていろいろな森林整備を行っていく必要があるだろうということで、国県共々、今までの広葉樹を単純に皆伐して一斉に切って杉を植えるというよりはむしろ、いろいろな樹種による多様な山づくりという、ことを進めていこうと国、県共に進めています。

委員：わかりましたけれども、かつては補助金を出して、国の方で政策的に進めてきながらこんどは保水の問題だと言うことで、当初からそういう問題は考えてみたらわかるはずだったと思うが、今の時点になって非常に野放しになって、過密の状態の間伐もなにもしない、手入れもしないことで今の姿になっているのだと思うが、金を使うためのいろいろな施策が結果的に、そういう印象を受けるんだと思う。

委員長：その点について林政学の専門の岡田委員から、今の一連のお話についてお話ししてください。

委員：森林政策を担当しています。先生のお話は結果としてそういう風に見えるということが大変問題だと思っておりますが、事実は、森林政策、林野政策というのは国有、パブリックな県、市町村、それとプライベートがあります。

その森林、所有であろうと、やはり機能というのはその所有に特定されないということが早くからわかっていることでありまして、そうなると、いきおい、国民全体が要求すること、それは、プライベートなものでであろうと、パブリックなものでであろうと、ナショナルなものでであろうと、全部受けとめましょうという姿勢がある、

なぜ、あれだけの植林をしたかということ、これは木材を国民が必要したからです。足りなかったからです。昭和44年、或いは高度成長の時とはとにかく右肩上がり一方です。30年代、40年代3000万立方くらいが、それが一挙に1億立方まで需要が高まります。それは、かつては、国民はこう言ったんです。国有林は地主根性を起こして木材が高くなるのを待って切らないのではないか。どんどん切ってどんどん植えなさい、と国民は全部そう言ったんです。だから一生懸命植えた。そうするとそういう需要があるもんですから今まではいわば里山という言われ方とか、農用林野という言われ方をして、農家の方々が持っていた山の部分、これはどちらかということ人工林化しないで利用してきたが、そういうところまで、所得機会にもなるし需要を満たすのだから植えなさいという、これも国民の要請ですね。だからこそ、最高68%までの補助率で補助を付けて植えさせたんです。逆に言うと。

しかし、御存知のように1年で生産過程が終了するものではありませんので、50年、100年とかかりますから時代の推移の中で、もはや木材は、外材がいっぱい入ってくるじゃないか、もういらぬじゃないかと国民は勝手なことを言い出したというのが、実情です。

それが、先生のような視点から見ると、なんだあっちやったりこっちやったりと見えるんですが、主体性がないと言えない話なんです、お金も儲かるよ、国民のためにもなるよ、或いは、機能というのはあなたの所有に特定しないんだから国民の言うことを聞きなさい、こういう中である意味では主体性を保持しえなかった

というのがこの林野を巡る実際のところだと思います。

委員：お話はわかりましてけど。非常に、金をかけて植えて今度はそれを整備をして、広葉樹林帯を増やすんだと言うことを聞くと、その辺の見通しが全くなかったのかという気がします。もう少し、事業をする場合にはその先を十分検討してやらないと、他の項目でいくつかあるが、ほ場の問題にしても、何回か繰り返し手を掛けて補助金を使って農地の整備をするというのは同じような問題が出てくる、非常に行政としてのもう少し長い視野で見た哲学的な問題が欠けているのではないかという気がして見ていた。

委員長：おそらく委員がおっしゃっているのは、公共政策に関するポリシー、総論的な話として全体に関わってくるので貴重なご発言だと思いますけども、とりあえず、この現場についてはそういう形で、担当の方で追加説明していただいたということによろしいですか。

委員：ただ今の意見の件は、やはり全体に関わる重要ところだと思います。林野サイドがどういう考え方を持っているか、一点だけお話申し上げます。

林野は政策体系としては森林法という法律と基本法という法律2つ持っている。明治以降根幹においてきたのは森林法という法律で、実はこの考え方の一つは国土保全論です。国民の命と財産を守るというのが機軸の考え方で、ここでは、具体的に保安林をできるだけ整備していくという考え方です。これがずっと林野行政の根幹として貫いております。そこでは考え方として、長期ビジョンとの関係ではどうかといいますと、これだけちょっと雨が降ると必ず災害が起こります、我が国は。ですからそれをできるだけ復旧するし整備するということで長期の計画と、10か年計画ないしは5か年計画で計画的にやっている。一方の木材生産ですとか、あるいは具体的な個々の所有者のいわば非公共、プライベートの経営論理に関わる部分は基本法体系の中で整備をしたり援助をしたりということを行って参りました。

これが、つい先頃、2001年の段階で基本法も大きく様変わりをしましてやはり、森林整備ということ根幹においたその上での生産ということに変えようということこのところは経済成長主義ではなくて自然に根ざした自然にふさわしい土地生産というあり方を根本的に整理し直したというのが現在の姿で、政策はがらっとこれ以降変わって参ります。

そういう意味では、再び森林整備中心の林野行政というのが展開されていくというのが現段階の姿です。

委員長：ありがとうございました。どうぞ。

委員：私の質問に入る前にちょっとだけですけど、今のポリシーのお話ですが、今の国のポリシーはこういうことですがこの青森県の森林整備と生産のポリシーというものを国の中の位置付けとどう関わっていくかということが次のステップで非常に重要なテーブルではないかと思っておりますので、これはじっくり、今日明日考えるということではないかもしれませんが、じっくりご検討いただく必要があると思っております。

私が御質問させていただいたのは、森林整備という中で水資源の確保ということがうたわれてたものですから、どの程度森林整備すると水の水源確保と結びつきがあるのかということについて多くの市民に理解いただけるような関係ができるだけ明確になっていた方が事業の効果が分かりやすいという意味で提示いただきたいと申し上げた次第と、県全体の事業に関わるお話ということで、今日の御説明で内容的なことは承りましたので、私の質問については御説明十分いただいたと理解

しています。

委員長：それではその他の質問状を出されていない委員はいかがですか。どうぞ。

委員：この事業の必要性、意義というものについて、もっと具体的に私自体が理解したいと思うので質問します。この事業は森林が荒廃している、荒廃した森林の様子は写真もを見せていただいたのでこういう状態がまあ荒廃した状態だとわかったわけですがけれども、このことが、森林の持っている機能の低下だというふうに判断してこの事業が実施されてきていると思うが、こういう状態が森林の持つ機能の低下だとは具体的にどういうふうに判断されるものなのか。また、調書にあります実施した個所については効果が発揮されたというのは、具体的にどういう状態を観察して判断されるのか、森林の役割というのは地域に住む人々の生活上又は産業上の要求に照らし合わせたときに、その持っている役割がどうかということで機能というものは判断されると思うんですが、この地区の森林部分が、荒廃している機能が低下しているというのは具体的にどういう状態を捉えて判断して採択し実施することになっている事業なのか具体的に教えていただきたいと思います。

林政課：林内が真っ暗な状態になっている。つまりその状態では地表を覆うべき下草とかが全く生えてこない状態になってしまっている。ある程度、杉の人工林であれば間伐することによってそこに陽光を取り入れて下草を生やしていく、そして表土の流出なりを防止することができる。表土が流出するということになると、森林がもつと言われている浸透能あるいは貯水力といったものは土壌層がもつ形になっているので、そういったものが失われていくということは森林の機能が低下するのではないかと懸念される点です。その目的については、下にため池がいっぱいあるようにここでは沢の水を使ってそれを農業用水なりに利用してきている状態の中で、できるだけ現在の森林の利水機能、貯水機能を高めていってできるだけ浸透水なりを増やしていきたいと考えて実施している。

委員長：委員の質問とちょっとずれているかと思うのは、資料5 - 5のB / Cを算出した根拠表で具体的に投資額が8億2千万円、便益が11億になってますと算出しているが、そのときのBの方、便益の11億7千万円という根拠が上の方に出ているが、これはどういう根拠ではじきだされてくるのかを御説明していただけるともう少し理解してもらえと思う。

委員：先程も同じ説明を聞いてそれはそれで理解できる訳ですが、機能が低下したというのは、要求との関係で矛盾状態が起こるということですね。具体的にそれは被害だとか渇水状態がこういう状態でこれぐらい続いてというような具体的な形で機能の低下が表れてこないと整備の必要性とが意義というものはちょっと理解しにくいです。具体的な被害がこの地区では、こういう被害がこの程度あったと。だからこれは森林の機能の低下によるものだから整備の必要があると説明していただくとわかると思います。それから、先程のB / Cについても、具体的な内容で紹介していただければわかると思います。

林政課：どのくらい渇水しているかという御質問ですが、具体的にこれくらい水量が減ったというデータはなかったのですが、地元の人から聞き取り調査していつ頃から渇水の状況が出たのか、いつ頃最近では渇水が出て、ため池の水位が下がって渇水状態になったかというのは聞き取り調査しています。その結果として、平成6年、9年、10年、14年の、最近では4回は地元の人達が渇水と感じたと、それは具体的にはため池の水量が落ち込んだりということと考えたという聞き取り調査を行っています。その時に水量が落ち込んだのかという具体的な水位のデータは

持っていません。

B / Cの算定手法については、国、林野庁で定めている手法に基づいて算定しています。ここでいう、水源涵養便益は3つあり、洪水防止便益の算定手法は当地区の降水量等をもとに事業実施前後の雨水流出量の差を推計して治水ダムで代替する方法により評価しています。流域貯留機能については、事業実施予定地域の年間降雨量から対象区域の地被状況、これは崩壊地とか要整備森林に応じた貯留率というのがある、土壌内に浸透する降雨量を用いて評価しています。さらに水質浄化機能については、降雨を森林からの流出水と同等に工業的に浄化するのに必要となる費用により評価しています。さらに、山地保全機能につきましても、当事業につきましても、対象区域の地被状況、これも放火位置とか要整備森林等に応じ浸食砂量の差を推計して砂防ダムで代替する方法により評価しています。

委員：委員の質問に対して、私が答えるのはおかしいのですが、こういうことだと思えます。

実は保安林が対象だというのが一つあります。保安林というのは、プライベートな林を国家セクターがいわば私権を制限する形で管理しますということです、ですから、自由には利用ができません、個人の所有者は。それくらいに多様な機能を発揮する林ですから整備については国と県が責任を持ちます。その整備の方針と具体的な作業も中味はこういう形で行いますというのがきちっと決められているんです。ですから、林の実情を見てこれはいかんぞという指針があります。それを見るとこれはいかんということですから作業の対象になっていくということです。

これは、保安林という制度が明確に私権制限、逆に言うとボトムアップするところもあるんですけども、こういう中で、国と県が責任を持つべき作業の体系に基づくと、もう一つは、地域住民から要請があったらもう大変な事態です。早急にやらなければいけないというもう赤信号です。

委員長：他の委員いかがでしょうか。よろしければ次の地区に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

引き続き農村整備課お願いします。

#### No. 7 県営緊急農地集積ほ場整備事業（浪岡町 / 吉野田）

農村整備課：資料6に基づいて説明

事業全般に係る質問及び個別地区に係る基本的な事項について説明  
（資料6に基づいて説明）

委員長：各委員からの質問一覧表を見るとわかりますが、こういう総論的なお話も最初にご理解いただいて各論に入った方がいいということで、事務局の方から農村整備事業にかかるトータル的な話を全段としていただきました。

農村整備事業は、7番、11番、14番、18番と4地区ありますが、そのうちの11番については、質問表を見ますと、ただ今の総論的なお話でご回答いただいたことで済むということで、別冊（資料6 - 1回答書）には入っていません。

さしあたっては、資料6 - 1の回答書に載せてありますように、7番、14番、18番についてポイントを御説明いただければと思います。

農村整備課：個別地区に係る質問に対する説明（資料6 - 1の回答書に基づいて説明）

委員長：7番の吉野田地区について質問を出されている委員よろしいですか。

委員：農林水の関係ですと、ほ場整備事業が農道に次いで事業種目としてウエイトが大変大きい。こういう委員会の役割というか、何をその中から成果として出さな

ければならないかといえ、見直したり、すこし絞りこんでいったりというところが重要だと思っています。大きな県費がでて行くわけですから、それでいいんだろうかとうことで視点としては絞り込まなければ行けない。しかし、ただ絞り込んでいいわけではなくって必要なところはきちっと付けていくということも同時に必要だと思っています。農業関係のシステムを見ると全てが申請主義で、申請があったということを前提にでてくるものですから、絞り込みが大変むずかしいなと思っています。

しかし、ある意味では何事もできなくて何のための委員会だとなるので、むしろ教えていただきたいと思うのは、この申請と県の立場とそれから公共事業としての大きな枠組み、ないしは予算の示達額があると思うが、こういう関係の中で、県費を上手に使うためには農業関係で、ある絞り込みを行うための、審議する非常に大切な部分はどの側面がなかなか見出せない。申請と県との間でのところで、なにがしかのことがきちっとできれば、例えば、国から大きな金があるよと言われても、そんなことはしなくてもいい、むしろ小さな額でこっちが緊急なんだという、あるしゅん別をしたり、振り分けをしたりするこのところの勘所みたいなものを逆にあたねしたいと思います。

委員長：これは難しい、県の農政のポリシーですね。公共事業の非常に本質的なことです。

政策推進室：県では公共事業につきまして、事前評価制度、というのは具体的にどの地区を採択するのかまで踏み込むのかは、まだこれから検討する事項ですが、国の事前評価採択時の評価制度を参考にしながら、本県独自の視点も加味して公共事業を採択する前に県として事前に評価する手法はどういうものがあるのか現在研究を進めている段階です。直接的には岡田先生の回答にはならないと思いますが、参考として事前制度の仕組みづくりについて研究させていただいているということをおし述べたいと思います。

委員長：委員の質問は担当の農村整備課の仕事全部の話ですが、もちろんきちんとした一定のルール、枠組みの中で、土地改良法に基づいて申請に基づいているが、絞られてきた限りある税金の使い方として、優先順位を付けるときに、ますます厳しくなる公的資金の投入の仕方について、どういうプライオリティをどうつけるのか、どういうポリシーの下に順番を付けて集中投資、効率的なみんなが喜ぶようなやりかたをしているのかというその辺の当局としての考え方があったら示していただきたいということだと思う。これは即答といっても重いテーマなので、次回まで回答してほしいと思います。

**No. 11** 県営一般農道整備事業（十和田湖町／沢田）

資料6に基づく説明により終了し、質疑等なし。

**No. 14** 県営自然環境保全整備事業（十和田市／一本木沢）

農村整備課：資料6-1の回答書に基づき説明。

委員：教育などいろいろな活動の場として提供されているということですが、十和田市の子ども達がここに来ようとするときの方法として、自転車、歩いてくることを想定しているのか、それとも、例えば小学校でバスで来ることを想定されるのであれば、例えば車止めはどうするか、あるいは駐車場はどういうふうな進め方をし

ているのか、教育的な場として多角的に使っていかうという周辺の整備はどういうふうに進められるのでしょうか。

農村整備課：現在は近くに東公民館があり、そこに駐車場がありますので、そこにバスを止めてそこから歩いて来ていただくということになっています。

委員：私がこの事業ですごく気にかかったのが、例えば公園を造る時もたくさん住民参加ということでいろいろなアイデアを出してもらって造ってもそれを維持しないばかりに公園が全く使われていかない、廃れて行く一方という例をたくさん知っているからで、どのような関わり方で、どのような参加が確保できるのかということをお伺いしたかったのです。

それともう一つ、私が学校評議員をしている地元の豊田小学校もやはりピオトープを持ってましてそれは、豊田小学校が基盤になって、行政と町内会が連絡しあって維持しているんですが、その様子を見てるとお金と人の力というのはとても、かなり必要なものだということがわかってましたので、いかに十和田市が本腰で取り組んでいただけるのかということをお伺いしたかったので質問しました。

そうしましたら、協議会が設立されて、うまく活用されていけばいいなと思っておりますが、ただ老婆心として、本当に行政、住民というところがうまく機能していくように、それぞれが連絡を取れるような仕組みをきちんととっていただいてうまく使っていただかないと、環境教育がそうじゃない方向に行ってしまうような恐れがあるので、注目して見守りたいと思いますので、どうぞ頑張ってください。

委員長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、本地区はよろしいですか。

18番の地区、3つの町村にまたがる南の郷についてです。よろしくどうぞ。

**No. 18** 県営中山間地域総合整備事業（南の郷／名川町・階上町・南郷村）

農村整備課：資料6-1の回答書に基づき説明。

委員長：どうぞ、ご発言をお願いします。

委員：農村公園の設置理由、利用状況について質問しましたが、それぞれの村町で農村公園を設置する理由というのは、大きく言えば地域住民のコミュニケーション、スポーツということと、もう一つは交流だということになっていると思うが、これまで農村部でスポーツができる場とか交流できる場が全然なかったのか、或いはあったところを再整備しようとするのか。集まるところは集会所とかいろいろあって、そういうものが全然別な形で作られていくのか。そういうことについてはどういふふうになっているのか知りたかった。つまり、元々あったところを再整備しようとしているのか、全然新しく農村公園という形で作るのか。その辺の設置状況をお聞きしたい。

もう一つは、農村公園は8箇所つくるとのことですが、資料では農村公園他12箇所となっているが、残り4箇所は何になっているのでしょうか。

農村整備課：農村公園が新設か再整理かということにつきましては、頃巻沢、市野沢が再整備です。その他の6箇所については新設の農村公園です。

農村公園など12箇所の残りの4箇所につきましては、活性化施設が2箇所、多目的広場が1箇所、防災施設の整備ということでため池の整備1箇所合計12箇所です。

委員：活性化施設とかは前回説明があったのですか。

農村整備課：鳥屋部の活性化施設についてはOHPで正面図をご覧いただきました。



多目的広場は鳥屋部のすり鉢型になった構想図をOHPでご覧になっていただきました。名川町の活性化施設については、まだ構想図ができていないので触れませんでした。ため池の整備についても触れていません。

委員：農村公園についてですが、8箇所のうち1つが再整備、7つが新設ということですが、添付されている写真などを見ますと、もともとあったところを再整備しているようにも見えるんですけど、農村公園を造る場所はどういう場所だったのかということについてはいかがですか。

農村整備課：(着工前と着工後の写真をOHPで投影)

田代の着工前着工後の写真になります。下が着工前の写真、上が整備後の写真です。まだ全てできていないが集落よりの公園ができています。元々は、地目は畑、農地だと思えます。

委員長：前・後の比較写真としてはまずい写真ですね。これを見せられたらまずいですよ。畑をつぶして道路をつぶして石垣を作ってなんていうことになるが、おそらくカメラの角度が違ふと思う。後の話になりますが、こういうことであればやっぱりこういうのは現地でちゃんと見た方がいいと思う。

着工前後の写真が全く同じカメラスタンドだとすればこれは大問題、道路はつぶして、畑はつぶして、公園造りましたなんて説明されたら何の公共事業ですかということになる。多分、撮影の場所が違うんじゃないんですか。

農村整備課：場所がやはり若干、上は集落に近い、下は集落から大部離れている。

委員長：2枚並べてまったく同じポジションでとりましたというのはあまり適切ではない。

農村整備課：これ以外比較する写真がなかったものですから。

委員長：ですから、そういう時は現地へどうぞと言えればいいんです。

委員：農村公園にこだわっていたのは理由が2つあります。

住民が本当に必要と感じているのか。あるいは駐車場、トイレを作りたいために農村公園という名前で事業をやっているのはいか。もう一つは、農村公園をまるっきり新設という形にすると、やっぱり農村は土地が余っているように見えますけど実が余ってはいないと思う。そうするとどこかつぶすとか、或いは、既存の施設のところを再整備するとか、いろんな手法をとるしかないと思うが、新設するとすれば、農地をつぶさなければならぬ、農地には限らないと思えますけど、かなり農地がつぶれる可能性が高いかなと思ひ、実際にはどうだったのかを知りたかった。

下の写真がよく状況がわからないので何ともいえませんが、その内容についてはわかりましたのでありがとうございました。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：私も質問をださせていただいたんですが、ありがとうございました。

ただ、私がこの地区事業を見る観点はこういうことでした。御存知のように、ガット・ウルグアイラウンド以降、農業農村整備事業、青森を見てもおよそ3割ぐらいのものすごい大きな伸び率ですね。しかし裏負担があるから必ず県の支出部分がある。これがほぼ終わりを時期的には迎えています、一方で、こういう定住化、農村整備、環境整備はいわば生産から環境へということで大きく国民も県民も是認するとことだと思ひます。この事業が本当に地域ニーズに合って、なおかつ環境だとか地域重視の新しい経済的な側面をつくっていけるのかどうかというある意味での試金石になるだろう。そういう意味では大変重要だなと思ひています。本当に地域ニーズないしは交流ないしは若者の定着定住、そして総合的に本当に公共という

ものを農業農村に関わる公共事業を総合的に見ていく場合に本当にこれでいいのかな、という視点で質問をさせていただいています。

そうなりますと、具体的には交流人口がこれくらい増えたとか、入り込みがこんなに増えたとか、それによってこんな新しい関係が都市とできたとか、具体的に所得がこうなったとか、それが統計的に整理ができなくともこういう事例が実は新しく生まれてるんだとか、こういう新しい可能性のある事業として我々受けとめている。その中で農村整備だとか公園整備だとかというものが実は、そのある核になる施設だったり、コンセプトそのものと、非常にそれを表した形なんだとか、こんなあたりに対する回答が欲しかったということです。

委員長：総論の説明の際、中山間地における総合整備事業という新しい事業がおきましたよという説明の中で、基盤整備、生産の基盤とか人的交流とか生態系保全とか、これだけのメニューの中で、南の郷はどういうところに主眼を置いてあったから、それは事業効果で何を期待してということをしちっと明確にしてほしいと。先程担当の方が縷々採択時と現況の説明をされたのはそういうふうな項目でやったりします、やったりすると並べられていましたが、実は質問の真意は項目の羅列ではなくて、これだけの税金の投入を公共事業としてやったことによって、中山間地と言われているところでの、総合整備の中のどこのところが弾み車になってこういう風に投資効果が上がってきた、地域の活性化に結びついていったかということの説明していただきたかったという趣旨です。

ですから、総合という名の下に、何を弾み車にして、公共事業なのかということをやっぱり委員会としてはかなり注目して、現地をしちっと見た上で最後に見直しとか、そうなるかどうか知りませんが、何をどう直したらいいのかとか各委員それぞれ、中山間を活性化しなければならない青森県のおかれた立場をよく承知しますが、なにを具体的に成果として上がったのか、上がろうということを狙って具体的にやっているのかを、道路をつぶしたり、田んぼ畑をつぶして公園を造ると誤解されたらとんでもない話なんでしょう。農業生産基盤を自分らが壊していることになるから、よもやそんなことはないと思いますが。ですからその辺を整理しながら、ここはしちっと委員会の責務において客観的な判断をさせていただきたいと、個人的な思惑ですが思います。

委員：中山間地の全国共通の問題として、人口の流出と高齢化があります。そういった問題から考えますと、やはり整備をするといっても、その内容が問題ではないかと思います。平成9年度に着工して一応16年度に完了するというところで、かなり進んでいるんですね。かなり進んで今これからどうするかという問題になったときに、今までこれだけ進んできて、それがどれだけの成果が上がっているかが今までの（説明だと）あまり見えてこない。今年14年度ですからあと2年度で終わりますが、具体的な成果が見えてこないところがひとつ問題な点だと思います。

その辺、今すぐでなくても結構ですから、ある程度見えるように説明していただきたい。具体的な数字として、人口の動向を具体的に説明してほしいと思います。

整備の内容が高齢化とかに見合った整備をするのかということころも含めてお願いします。

委員：24ページの図をみますと、小さいところにこれだけの公園を設けて機能として十分発揮できるのか疑問があります。青森県ことはよく知りませんが、北海道の場合はやはり市町村別にかなりそういう整備をしているがほとんど利用されていない。見ますときれいだなと思うが、ある地域では草ぼうぼうになって野放

しになっているところもある。整備するからにはかなり活用できるような、十いくつという数ではなく集中的に、先程の写真でも小さな公園だけで、あんなんでなくて本当に公園とするならもう少し機能を果たせるような大きな施設にして地域全体で利用するようなものにしておいた方がいいと思う。全部整備して維持費が大変だろうと思います。将来的に、その辺は大丈夫なんでしょうか。

委員長：委員からの質問の趣旨は皆さん同じことをおっしゃっていると思う。事業費の82.5%の進捗で、所期の目的がどう達成されているか、の一言に尽きるところなので、総合整備ですから我々委員会も総合的に審査する、評価させていただく立場で、今の質問を全部整理してそちらで受け止めていただいて、ご準備していただければ現場に行き、今の議論の延長戦を現場を見ながらやるのが一番いいのではないかと思います。

その他の発言がなければ、一旦ここで打ち切って、第3回のどう現地を見るかという話の中にもう一回、この18番については盛り込みながら意見交換をしたいと思います。農村整備については一旦ここでしめさせていただきますよ。よろしいですか。10分ほど休憩をとります。

#### 【審議再開】

#### No. 22 3・4・3 中央町金矢線立体交差事業（三沢市）

委員長：最後の1地区です。22番、三沢市の立体交差です。それではご説明お願いします。

都市計画課：第1回委員会質疑事項に係る回答書に基づき説明。

委員長：当事業が詳細審議地区になった理由は、今年度の27地区の中で、当初計画で120億円という一番大きな規模であること、進捗率が30%台で、事業進捗の判定がBであるので、詳細検討しましょうということでした。

委員：便益の算定で具体的な台数と短縮時間、時間価値の数字を教えてください。7まで含めた台数です。

都市計画課：トータルで59,000ですね。というのは、リンク1を通過してリンク4に行くのが2台という形になるので単純に足せばそういう台数だということです。リンク7はありません。

委員：新設するんですか。そういうことですか。

都市計画課：はい。

委員長：ここの部分に関しては新設で既設の道路にくっつけていく訳ですね。全体で1,506m。どうぞ、渋谷委員。

委員：用地買収が14年度、15年度で完了した場合に、工事は短期間に一気にできるような形で前の説明資料にはありましたが、用地買収が終わってからこの対象地域の工事は何年ぐらいかかるものなのか。予定では19年に終わる可能性についてはいかがですか。

都市計画課：事業費の関係等で、いままで新幹線関連に相当移行していたので、今年度開通ということで、相当そちらから回せるということで、事業費的には何とかなる。だいたい事業費的にはなんとかなれば施行的にもそのぐらいはやっていけると見込んでいます。

委員：私は弘前に住んでいるが、用地買収が終わったという路線でも、実際には工事が始まるのに何年かかかり、工事が始まってからもまだまだ終わる見込みがないような、そういう状況を見てますと、予定した年度に終わる気がしないので聞きました。

もう一つ、鉄道と交差する場合は立体が原則であるというふうになってますが、その場合の原則となる道路の基準は何ですか。

都市計画課：ある意味で新設道路はまずほとんど。ほとんどというのは、本当に交通量が非常に低い見通ししかない道路とか、あまりそういう道路は整備しないと思うが、そういうものを除いては立体というような原則になっています。

委員：原則ということは曲げれば変わってもいいということですか。

都市計画課：ですから、いま言ったように交通量がほとんど見込めない道路を整備した場合とかはそういうことになります。

委員：もう一方では、鉄道の本数の減少ということも当然その際の基準にはなると思うがいかがですか。

都市計画課：私共先ほど説明したとおりの調査をいたしまして、その程度の本数であるとやはり立体だと思っています。

委員：長期間の工事がかかるのではないかとということが頭にあります。それで、実際には立体にしなくてもいいのではないかと。拡幅だけをした新しい道路だけでも十分対応できるのではないかと。そういう年数を経ていくなかで、これはかなり仮定の話ですが、新幹線が青森まで来てしまうと東北本線はますます減るだろう。

都市計画課：先ほど説明したのは、新幹線が青森まで来た時に「はつかり」分ぐらいが落ちるだろうという説明です。

委員：ちょっと前提が違う。おそらく第三セクターになって、おそらく本数は減るだろうと、採算の問題もありますから。工事の長期間と鉄道の影響を考えれば、あえて立体化しなくても、交通量の緩和という点では、目的を達成することができるのではないかと素人ながら考えたのですが、そういうことに関しては全然検討しなかったのですか。

都市計画課：はっきり言いまして、私先程言いましたように、やはり事業費的な状況とかそのへん鑑みてとにかく集中投資するんだというような意識でありますので、ちょっと今のところそういうことは考えていません。

委員：新設の道路ですから、現在の通行量はわからないと思いますが、この11年センサスの数値からしますと将来伸びを見込んで計算されていると思うが、今かなり見直しをされて伸び率が大部今落ちているようにうかがっているがその辺は大丈夫なんですか。新しい最近の資料を使っての算定の仕方ですか。

都市計画課：一番新しいのが平成11年ということで使っています。つい最近国土交通省が出した資料は手元にまだないものですから。

委員：今、高速道路の問題でも非常に論議されていますね。そういう問題と絡めて地方道についてもかなりそういった問題がこれから将来的に出てくるんじゃないか、そういう意味からするとこの数値の台数が今59,000台という数字の根拠がもっと低くなってくる可能性はないのですか。

都市計画課：59,000というのは、各リンクつまり並行して走っても1台ずつでカウントしてますので1台が2台になっているという、つまりリンク毎に出してものを単純に総和したということですので。

委員：それともう一つ、このB/Cの計算の中に利息分が入ってないが、道路財源の場合にはそういう問題はないんですか。

都市計画課：利息といいますのは？。

委員：工事費に対する。

都市計画課：全部補助事業でやりますので、借りる訳ではないので。

委員：全部ガソリン税かなんか、そういう関係の。

都市計画課：国からの補助と。

委員：わかりました。

委員：予算規模の大きい事業ですから、事業費の使われ方に関して教えていただきたい。この事業10年経ちましたが工事の着手はこれから、実際にやってきたのは用地の取得という訳ですが、用地取得費がかなりの部分を占めるというのはわかる訳ですが、14年までの小計でみますと用地取得費以外に7億3千万円を既に事業費がつぎ込まれているが、測量、設計以外に何がかかるといえるものなのでしょうか。

都市計画課：事業費の中には事務費があり、その事業を遂行するための事務の金というのが年々かかっていることです。測量・調査費と事務費、どこの公共事業でも同じかと思いますが。

委員：全体の規模が大きいですから比率からいきますとそう気になる比率ではないかもしれませんが、7億3千万といふとかなりかかるもんだなということ。

都市計画課：かなり測量・調査費には使っているかと思う。

委員：立体交差ができることによって近隣市町村の方々の利便性が高まることは事実だろうと思うが、道路を1本造ることによって商店街の車の流れ、通行量はかなり変わると思う。他の都市でもそういう事例はいっぱいある訳ですが、今、中心商店街、町づくりは各地域でも苦戦しているが、一昨年、中心市街地の再活性化法という法律までできている。そんなことで、駅前商店街、中央町商店街の方が本気でこの事業に対し賛意を表しているものかどうか、聞く所によると、非常に影響があるとされているのでその辺確認されているのかどうか。

それから、景観検討委員会は名の通り構造物を検討するものだと思うが役目はどういふものか。今後どういふ取り組みをするのか、どういふ役目をするのかお分かりであればありがたいと思います。

いずれにしても、既存商店街に大なり小なりとも影響があるのではないかという感じをしておりますので、この辺、県の方でどのような情報を得ていますかお尋ねします。

都市計画課：申し訳ないんですが、我々直接的には商店街の方々とは接触はない状態です。

検討委員会の方ですが、役割は、今ここは東北本線が走っているところは三沢市の中で一番低いところ。その解消ということで立体交差の形にもなっていますが、東北本線が一番低いところをしかも鉄道が走るといふことで、東西を分断している形になっている、分断しているところに一本立体交差ということで、市の方でもある程度シンボリックな要素を入れたいといふことで、まさしく景観、ガードレール、コーランとか親柱、歩道等の色彩関係、形、色、その辺の関係の検討ということになっています。

委員長：たぶん、この委員のなかでは一番私が日常的に使っていると思いますが、先程からお話ができていますように、当初予算で120億円という公共事業の事業量としては膨大なもので、代替案はないというお話で、21世紀に向けての都市計画の、いわゆる三沢市のシンボルロードにしたいというイメージは非常によく分かる。現在、東と西を結ぶ跨線橋がある。そこは朝夕のサラリーマンの通勤時には車が詰まっているが逆に120億の投資をあそこにかけて、既存の道路の周辺にはずーと商店街が並んでいる。今の跨線橋は2車線です。それを必要によっては既存の道路の拡幅をして、既存の商店街の人たちが望むようなかたちでの町づくりに結びつく

ような道路造りという代替案はいかがですか。土木工学的には現在案がベストなのはわかりましたが、地域住民の方々の希望もそうなのですか。ああいうところに全く新しい道路を、古牧温泉の上をまたいでこちらの山から向こうの山にわたすようなシンボルロードを造るということを本当に土地の方々が望んでいるんですかということと、県費を使って県民の納得をいただけるのかというリサーチはどの程度しているのかが、私のようにしょっちゅう使っている人間としては非常に気になりますね。跨線橋を倍の幅に拡幅することでは、今いろいろと課題といわれたことは解決できないのかという点はいかがですか。

都市計画課：まるっきり私の案ですが、公的には答えられないので。今のような形で拡幅をしたとすれば、逆にその町並みが、家がいくところがない状態になる。商店街そのものがなくなり、町自体が非常にあやうくなると思われます。

委員：マスタープランの130Pの都市計画道路整備計画図では、細い道路につながるようですが。

都市計画課：細い道路ではなく、4車線の道路です。

委員：わかりました。工事区域だけが太くて他が狭いのでは車がいくところなくなるかなと思って。

細井委員：所有者にとってみますと、むしろ新しい道路を造るよりもセットバックして再開発法に基づいた開発行為も考えると思うが、その辺は地元の方々との合意形成はできているものかどうか心配。

委員長：商店街の方々がそっちの方がいいと言っているのか。反対運動は目に見えて起きていないのでしょうか、全くの道路新設なので。おそらくこれだけ見事な道路ができると現在の道路は閑古鳥がなきますよね。それが果たして本当に三沢市のあの辺の方々のためになる公的資金の導入かどうかこの委員会としてはきちんとしておく必要があるんじゃないでしょうか。

委員：資料をいただきたいと申し上げたのは、こういう商店街がどうなるのかが気になりました。弘前市も道路一本で町の顔が変わってしまうのでそのことをお伺いしたくてマスタープランとか頂戴できてありがたかった。先程細井委員が商店街の心配をお話していただいたのですが、134ページのマスタープランの中で、駅前の方は老朽市街地だということで、今度新しく新市街地は南、はっきりしないままに道路を造っていくという不安をすごく感じる。リンク図を見ても物が建っている様子があまりないということになると、新しい道路ができたたとんに下の方の開発も一緒に進んでいきますよね、そこにまた公共事業費がかかっていくという不安もある。果たして三沢市はどっちの方向に新市街地を作っていくと決めているのかうかがいたかったというのがあります。

都市計画課：今の道路ですが、その先が4車になっていると答えましたが、今の道路がまっすぐいきますと、そのまま中心市街地の方にも行く訳です、分断されている三沢市の東西を結んで西の方から中心市街地へ行くのにちょうどまっすぐ行くような感じの道路にはなりません。

三沢市では、赤で囲んだ部分を中心市街地活性化法の中心市街地活性化区域として進めている。その中で再開発とか事業を進めているので、三沢の中心市街地活性化は赤の区域だと三沢市は捉えています。

委員長：で、駅前は(中心市街地活性化区域に)入っていないと。

都市計画課：中心市街地の基本計画ではそうなっています。

委員長：その辺をさっきから皆さんがいかがなものかと言っている。地域住民の本

当にそれによろしいんですねって。今日は三沢市の方はお呼びしてないんですね。それでは次の第3回の話。他にご質問ございませんか。

委員：三沢駅周辺でJRが三沢市の市街地を寸断している状態が続いている訳ですね。現在のところ跨線橋が1個あって、その他に踏切が何カ所かあるという現状が報告されていますが、跨線橋でどうしてだめなのかということについて、道路の勾配だとか、曲線の半径だとか、この地域が冬季凍結するとか、そして現状、交通事故がどのようになっているとか、もう少し緻密にご報告いただきながらこういうものを考えていかないと、町の道路、基本的には機能としては地域の方のために安全な道路を提供してあげなければいけない。それに今の跨線橋がふさわしいのかどうかそれを明確に改善の部分がどの辺にあるか。それから都市としてのこれからのあり方について、道路をこういうふうに設けていくことがどう適正であるかについては、市の総合開発計画がどのようになっている、その位置付けがどうなっているかの説明が今必要になっているのだと思います。

委員長：おっしゃるとおりなんですけど、先程来私も質問してますように、現在供用している跨線橋1本あるが、これがなにがどう不都合であるのか論拠がもうちょっときちんと出してもらいたい。だから、新しくこういう道路をつくるんですよという説得力のあるデータ、長谷川委員がおっしゃっているように、いろんな問題を多面的に検討した結果、今あるものではだめだから、それが新設道路で120億円だ、というロジックがちょっと理解しにくいと思う。なぜ今のでだめか、これこれこうですよときちっと見せてほしいということです。

委員：今の計画線でいきますと古牧温泉の北側というのは割と距離的に長いですね、陸橋で結ぶとすれば、400mですか。むしろそれよりも、マスタープランが決まっているから変更できないんだという説明ですが、跨線橋のある北側の方に道路を造った方が距離的にはむしろ近くて費用はかからない気がするが、そういう計画は全く論議されなかったのですか。

都市計画課：先程来話してますが、立体交差の橋に対して現在の道路からどうやって上がっていくかというようなことが当然必要になってくるわけです。そうしますと必要な幅以外に、かなりの上がるための道路とか利便性を高めるためにそういうものが必要になってくるということで相当用地幅等が広がってくることが考えられます。混雑していないと言われましたが、交通センサスの数値でいきますと混雑度は1.06で、越えてる状況にあります。跨線橋は8千いくらの台数が1日あり、北側の現踏切では9千800くらいであり、道路の規格では1万台を越えると4車必要であり、そちらに流していくと、またそれ以上に4車にする必要性とか、それをまた立体にするような話になってきて、それだと、やはりもう一本新設といいますか、こちらに設けてそちらに分散させることで、そういうことを防いだ形で計画しているという状況です。

委員：三沢駅は谷底にある、市街地に行くためにどこの道路も道路勾配がきつい状態になっている。その意味で、安全に東西を冬季においても通行することについては今の三沢市は非常に課題がある街であることは共通していると思います。そのなかで、どういうふうな解決がいいか、例えば道路勾配、冬季においては何%内であれば安全な通行が難しいということは通常明確になっている訳ですから、例えば、三沢駅にまっすぐ降りてくる道路とか、八戸・野辺地線だとか、三沢・十和田線だとか急勾配の道路なんですね。そういう情報をちょっとご説明していただくと、今の工事が道路勾配としてやむを得ずこういうふうな延長が必要になってくる

ということが皆さんにうなずけるものも出てくる。

ですから、ちょっとその辺が今、情報が不足して皆さんが困っているという状況だと思います。

#### 現地調査地区選定

委員長：それでは、本日詳細審議で6地区をこれまで長時間やってまいりましたので、次回の第3回委員会の中味の御相談をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

27地区全てをやってその中から詳細審議をやりました。さらに詳細審議をやった中から本日の担当の方との質疑応答を踏まえてどうしてもやっぱり現地を見て知事に対する意見書をつくりましょうというプロセスのために第3回、8月30日は、現地調査ということでやっていきたいと思えます。

詳細審議地区は、3番、7番は地元で言うところの津軽の方面になってくる、11、14、18、22は南部地方ということになっておりまして、とても6地区全部というわけにはいきませんのでどっちかに絞らなければいけないなと思えます。限られた時間で効率よく、内容も現地をみなければということで考えていきますと、私のたたきの案を申し上げますけど、南部の方を現地調査させてもらったらどうかと思う。南部といいますと道路の問題で11番の十和田湖町があります、それから14番の十和田市の自然環境保全があります、それから18番の3町村にわたる中山間総合整備があり、そして22番三沢の駅前の道路新設というふうにあるんですが、委員の方々いかがでしょうか。

今読み上げました11、14、18、22の中からただの視察ではありませんので、過去の経験で申しますと現場を見た上でどこか現場のすぐそばに会場をセットしていただきたいと思えます。その会場に、私たちがどうしても生の声を聞きたい、町内会の方とか市役所の方とか、農業の問題でしたら土地改良区の方とか、受益者と言われている方とか、そういう方達にも来ていただきたいということで、そういう会場をつくっていただきたい。現場を見てなるほどこういう状況ですねというのが見えた段階で関係者の方にご足労いただいて、そこで、私たちがいろいろ考えていることを直接ぶつけて、そして、審議の内容を含めて第4回に至るというふうなことです。いくら南部で4つといっても、4つも大変だと思うんです。どうでしょう、ご意見いただきたいと思えます。せいぜい、2箇所、もしくは3箇所ぐらいではないかと思うのですがいかがでしょうか。

委員：一般農道については、農道整備のいろいろな方針ということで、整備状況がどうなっているかということが対象でしたが、ビオトープの関係についても活動状況については適切に行われているというふうに判断しましたので、新しい事業としての18番、まだ事業高が大きいのと進捗率がまだということでの22番。

委員長：長谷川委員からは22番と18番という発言でしたが。

一條委員が感心がある14番はいいですか。

委員：あそこまで立派にできているならば、あとはどう運営していくか、予算と人の力だと思うので、私も視察してみたいのは22番と18番です。

委員長：それでは、各員よろしいですか。質疑応答のやりとりを踏まえて、担当の課、事務局におかれましてはご準備いただきたいと思えます。

例えば、18番の中山間総合整備に関しては、県の方は当然ですが、役場の方々の説明、村長さん町長さんこられても結構です。トップのポリシーを聞くのもこの



委員会の仕事ですから。いわゆる受益者、公園を利用されている方々、農家の方々に現地のしかるべき集会所に集まっていたら委員は先程のクエスチョンの部分を質問されると思います。18番について他に準備いただくものはありますか。

委員：町村3つは非常に難しい時間配分になると予想されるので、委員長と事務局と御相談されたらよろしいかと思いますが、ひとつの町あるいはひとつの村でも事業全体が理解できるということがあればそういう形でもいいと思う。

委員長：18番はそういう形で準備いただくということによろしいですか。

22番は、県、三沢市役所、先程来、細井委員がおっしゃっているように、あの辺の商店街の方ですね。

委員：地元商店街の会長さんと地域を代表するのは三沢市商工会だろうと思います、こちらの責任ある方に同席してもらえば全体わかると思います。

委員長：では、行政の方、商店街の方あるいは商工会の方ですね。

委員：ちょっと課題があります。その場合、地域にいくつかの商店街がある方が、その意見と言うときに、基本的には商工会、商工会議所という組織がもし代表しているのであれば、そういう方からお話を承ることにして、A商店街、B商店街、C商店街そのときに、D商店街がこれなかったとか、その意見はどうだったということがこの委員会として、そういうふうに取り扱うかが非常に課題になると思う。

適正な声をうかがうと言うことは非常に難しい問題を抱えていきますので、是非その辺はお考えになった上でご意見をうかがう方をお決めになった方がよろしいと思います。

委員：ちょっと違う意見を持っています。反対者がもしおられれば積極的に聞くべきという考え方を持っています。まして収用法まで適用可能な事業ですから是非そうしていただきたい。

委員：広報の仕方が非常に難しいと思う。こういうふうな会議をこの日持ちますということをして一体どういう形でどうお伝えすることが今の委員が言っていることを全て反映することになるかが難しい。例えば、ホームページ上で、それを公開しているということは市民にとって公開と言えるのか、様々課題を持つと思います。

委員：よくわからなかったのもう一回お願いします。

委員：商店街というのが、例えば町内会という言葉があったとしますと市の組織上町内会というのは何十とあるわけですね、その何十の町内会長さんにお伝えする形でご案内した席を設けるとするのは、町内会の皆さんにご案内したという形を取れると私は思います。しかし、商店街と言うときに、三沢市の中で何商店街があってその商店街というのが組織立てられている組織もあれば、それではない組織もある。例えば、ごく簡単に申し上げれば朝市をやっているかたがいらっしゃってそういう何かの組織付けられたところでない方に対してのご案内というのがどういう形で行うかが課題だというふうに申し上げています。

委員：よくわからないんですが、私が申し上げているのは、公のお金を使いますから、それに対して反対だという意見があれば、それを含めてやはり委員会は判断しなければならぬと思っています。ですから、どなたが反対しているとか、問題あるよというのは三沢市にお願いすればいいことであって、意見として聞きたいと、何を問題としたのか、どういう点で待てよという「はてな」が出ているのかということ、私共が承知しないレベルからの観点、ないしは角度というのは当然あり得ることです。それをやはり是非我々は含むべきだという意味合いです。

委員：商工会議所、商工会は全商店街を統括する立場にあるので、仮に商工会の代

表がその場に臨んだにしても大局的な意見より発言できないと思う。本当の影響のある死活問題と捉える地元の商店街の関係者はなかなか発言できない可能性もある。

よって場合によっては、地元商店会の会長に直接ヒアリングするというのもひとつの方法だと思う。事情聴取その他、やり方はいっぱいあると思う。私は立場上是非、地元の影響のある商店街の会長さんの生の声を是非聞く機会だけは持っていたきたいと思います。

委員長：で、方法は、具体的なやり方は相談してくださいという意見ですね。

三沢市の商工会議所は三沢全体の発展のためのことをおやりになっているから当然ですよ。プラス、直接あそこに道路がかかることによって利害があるのではないかと思われるあの周辺の方々の意見も何らかの形でこの委員会として聞くべきではないか。やりかたはいろいろあるんでしょうけど。ということによろしいですか。

委員：市は商業だけではないと思う。反対意見を留めるとかという話ではないのです。代表という意見はどういうものなのか。意見を聞くときにAの意見だけ聞いてBの意見を聞かないという形を取らないようにしなければ行けない、というのが委員会の重要な責だと思う。

そうすると、今回ですと、跨線橋に周辺の方々の交通の実態で冬期間どういうふうにお困りになっているとか、そういうことも今日のお話の中では重要な課題になっている。この周辺の、駅前の商店という言葉ではなくて町内会なりのそういう形での周辺の方にも、交通事故の実態だとか子ども達が通学するときどういう状況になっているのかとかも事業全体の中の評価の中に入ってくると考えます。

委員長：町全体の話をする人、プラス、駅周辺の地域の住人の方々にも、なんらかの形で情報を得られればいいということで、そういうことで事務局と相談する。商店の人だけではなく地域住民の生の声を何らかの形で聞く形ないか考えてみるということで岡田委員よろしいですか。

委員：最後はそれで結構ですが、私のいくつかの委員経験の中でも、実は反対をされている方が、委員会が積極的にそういう人達の意見を聞く場を設けなかったために大変な事態になっていることがあります。私共は、つくるという側でベクトルができあがっている訳ですから、そうではないという意見があればむしろ積極的に聞く姿勢をもつべきだという観点だけなんです。

それが、どういうある公平性の中で、吸い上げができるかどうかはお任せいたします、しかし、多様な意見があるということ踏まえた議論をさせていただきたいということです。

委員長：事務局、今のやりとりを踏まえてどういう方々にお問い合わせするかというのを検討しましょうか。

委員：三沢市の場合に大変はっきりしておりまして、事業内容が皆さんからもいろいろな意見が出てどういうところに問題点があるかというのがかなりはっきりしているわけですが、18番に関しては、まずどこを見学するのか、非常に散漫な見学になりかねないと思う。この中で、未着工というところがたくさんあり、着工されたところは実際は3つぐらいしかない。しかも公園についてのみで、図を見ますと道路に関しては100%近く終わっている。我々としては、やはりどこを見たいかという希望を出す必要があるのではないかと思います。

3つの町村にまたがって、切れ切れ、細切れ道路と、未着工の公園が8つとい

うことになるかと非常に散漫な中心課題をもたない見学になってしまう可能性があると思います。

農村整備課の資料の中の23ページで実際に着工され利用されているのは南郷村にはほとんどない、階上の方に2箇所、名川町の1箇所についても説明がないと、南郷村の市野沢に関しては工事中だけで、何の情報もないということになると、結局我々としては階上しか見るところがないのではないかという気がします。

まず公園については、そこしか見るところはないのだろうか、それから、地図の方を見ると公園とセンターとか色々書いてあるがその辺の情報が不足しているというところがある。はっきり言って、どこを見るのかなというのが今の疑問点です。

実際は、私個人の希望としては、まず、階上町の現在利用されているところをまず見せていただき、もう一つは未着工のところをこれから先、これが継続かどうかということ判断する一つの資料になると思うので、公園については未着工のところをやはり拝見させていただきたい。途中で道路が細切れにあるので、前田委員から疑問が呈されましたように、各農家に個別の道路まで整備するのかという疑問もありましたので、本当に県費を投入して整備するだけの必要があるのかというところを含めて、道路を個別の農家へ行っているところ少なくとも3箇所くらいはお願いしたいと思います。

つまり、未着工の公園、既に利用されている公園、道路ということです。

委員長：今の委員のご発言におそらく他の委員の方もご同意だと思いますので、事務局におかれては、ただいまの要望の形でセッティングしていただきたいと思います。他に何かご発言ありますか。

委員：いろいろな要件をミクロ的に、環境とか生活とか地元の経済活性化とかそういうふうに見て参りましたけれども、ちょっと前の新聞に国からの公共事業の東北での青森県の比率のようなものが大変大きく出ておりまして、またかと思ったんですが、それはどういうふうに県では捉えていらっしゃるのでしょうか。

審議監：多分、3、4日前に直轄の工事の関係で東北を比べた場合に山形県に比べれば青森県が2分の1くらいしかないという記事ではなからうかと思いますが、確かに私共もあの記事を見まして、こんなふうになっていることを非常に残念に思っていますし、確かに、私共の直轄事業の工事が少なかったというのはあのとおりではないかと思います。そこで、今後とも、東北の均衡ある発展をお願いしていく国に対して、積極的をお願いをしていかなければならないと思っていますので、委員おっしゃっている心配はよくわかってございます。

委員長：他にご発言ありませんか。

それでは、長時間にわたりまして、大体この審議会は、私が不手際で、予定より大体1時間常にオーバーして申し訳ございません。私の司会をこれにて終わらせていただきます。どうぞ事務局。

4 閉会挨拶（竹森政策審議監）

5 閉会